



## Symantec PKI BMS Certificate 利用者規約

Symantec Corporation(注)(以下「シマンテック」といいます)の「Symantec PKI BMS Certificate」(Symantec PKI BMS Server Certificate および Symantec PKI BMS Client Certificate の総称を指し、以下「証明書」といいます)に関するサービス(以下「本サービス」といいます)の申請、受領またはご利用になる前に、Symantec PKI BMS Certificate 利用者規約(以下「本規約」といいます)を必ずお読みください。本規約に同意できない場合、お客様(以下「利用者」といいます)は証明書の申請、受領または利用することはできません。証明書の申請、受領または利用することにより、利用者は本規約の条項に合意いただいたものとします。

(注)「Symantec Corporation」は、米国デラウェア州法人であり、アメリカ合衆国 94043 カリフォルニア州マウンテンビュー、エリスストリート(350 Ellis Street, Mountain View, California)に主たる事業所を有する Symantec Corporation 及びその完全子会社(株式会社シマンテックを含む)を意味する。

### 第1条 サービス概要

本サービスは、流通業界に関係する法人もしくは個人事業主に対して、電子的な証明書を提供します。本サービスにより証明書の発行を受けた者は、発行された証明書を、GDS や EDI 等において通信の安全性を確保する目的で使用することができます。本サービスにおいて効力を有する利用者規約は次のサイトにて閲覧することができます。

- <https://www.symantec.com/about/profile/policies/repository.jsp>

なお、本サービスは、以下の文書の適用範囲外です。

- シマンテックの規定する「Symantec Trust Network Certificate Policies」
- 株式会社シマンテックの規定する「株式会社シマンテック認証業務運用規程(Certificate Practice Statement)」

### 第2条 証明書申請手続き

利用者が購入した証明書に必要な手続きを完了した後、シマンテックは利用者の証明書申請を処理します。証明書申請の承認の可否は、シマンテックから利用者に電子メールにて通知されません。証明書申請が承認された場合、シマンテックは証明書を発行しますので、本規約に基づきご利用ください。利用者が証明書を取得またはインストールした場合、使用する前にその記載内容を確認し、誤りがあった場合には直ちにシマンテックに通知しなければなりません。当該通知を受



領した場合、シマンテックは、通知を受けた証明書を取り消し、訂正した証明書を発行することができます。

### 第3条 失効

利用者が自己の秘密鍵またはその秘密鍵を保持している起動データの危殆化を発見したか、そう判断する理由がある場合、または証明書に記載された情報に誤りがある場合、利用者はその旨をシマンテックに直ちに通知し、証明書の取消しを要請すると同時に、当該証明書に依拠しているか、または当該証明書を利用してサービスを提供し、もしくは当該証明書を参照し検証可能なデジタル署名に依拠していると予測しうるすべての者にその旨を通知しなければなりません。シマンテックは利用者が本規約に定める利用者の義務を履行しない場合、利用者の証明書を取り消すことができます。

### 第4条 取消しまたは有効期間満了の義務

証明書の有効期限が満了するか、取消しが通知された場合、利用者は以後いかなる目的にもその証明書を利用してはなりません。

### 第5条 事実表明および保証

#### 5.1. シマンテックの事実表明および保証

シマンテックは利用者に対し、次の事項を表明し保証します。

( i )シマンテックが証明書を作成するときに相当な注意を払わなかったことにより、誤った情報が利用者の証明書に記載されていないこと、( ii )利用者の証明書がすべての重要事項において Symantec PKI BMS Certificate 認証局認証業務運用規程(以下「GPS」といいます)に準拠していること、および( iii )シマンテックによる証明書の取消しサービスおよびリポジトリの利用が、すべての重要事項において GPS に準拠していること。

#### 5.2. 利用者の事実表明および保証

利用者はシマンテックおよび利用者の証明書に依拠するすべての人に対し、次の事項を表明し保証します。

( i )利用者が証明書申請においてシマンテックに提出した情報およびその時になした事実表明のすべてが正確であること、( ii )利用者が提供した証明書に記載するいかなる情報(電子メールアドレスを含みます)も第三者の知的財産権を一切侵害していないこと、( iii )利用者が証明書申請において提出した情報(電子メールアドレスを含みます)が違法な目的のために使用されたことはなく、将来においても使用されないこと、( iv )利用者の秘密鍵が生成されて以降、利用者だけがその秘密鍵を独占しており、将来においても占有を継続すること、かつ権限を付与されていない者がその秘密鍵にアクセスしたことはなく、将来においてもアクセスしないこと、( v )利用者の秘密鍵が生成されて以降、利用者だけがソフトウェアまたはハードウェア・システムの占有者であ



り、将来においても占有を継続すること、かつ権限を付与されていない者がそれらにアクセスしたことがなく、将来においてもアクセスしないこと、(vi) 合法的かつ本規約に基づき認められている目的のためだけに利用者が自己の証明書を使用すること、(vii) 利用者が証明書または証明書取消しリストなどを発行する認証機関としてではなく、最終利用者として証明書を使用すること、(viii) 利用者の秘密鍵を使用して生成されるデジタル署名はすべて利用者自身のデジタル署名であり、そのデジタル署名が生成された時点で証明書が受領されており、当該証明書は有効期間が満了しておらず、または取り消されていないこと、(ix) 利用者が証明書を取得する条件として本規約に明確な同意を表明していること、および(x) 利用者が発行された証明書の情報に依拠するにあたり、意思決定をなすに十分な情報を得ていること、その情報に依拠するかどうかの決定につき利用者が単独で責任を負うこと、および利用者に適用される依拠当事者規約に基づく、依拠当事者としての義務を履行しなかった結果発生する法的責任を利用者が負うことを表明し、保証します。

#### **第6条 サービスの料金、支払いおよび提供条件**

利用者が購入した証明書および関連サービスの対価として、利用者は、サービスを選択した時点で、シマンテックの Web サイトに掲載される所定の料金をシマンテックに支払う旨を同意したことになります。本規約において明示的に定められていない限り、利用者は料金を遅滞なく支払うものとし、返金を求めることができません。シマンテックが利用者に提供するサービスの更新は、所定の認証手続きの完了および更新時に適用される全ての料金の支払いなど、その時点の条件に従います。利用者のサービス更新日の 30 日以上前に、シマンテックから利用者にサービスの更新について事前に通知します。利用者は、自らの責任においてサービスの更新を確実なものとしてください。シマンテックは利用者または第三者に対し、サービスが更新されなかったこと等、本条に定められる更新に関する責任を一切負いません。利用者は、本規約に基づきシマンテックが提供したサービスにかかわる消費税を支払うことに同意します。

#### **第7条 所有権**

本規約に別段の定めがない限り、本規約で定めるシマンテックのサービスに関する次の事項に関する権利(以下「シマンテックの知的財産権」といいます)は、シマンテックまたはそのライセンサーに帰属し、利用者はシマンテックの知的財産権に係る一切の権利を主張しないことに同意するものとします。(i) 商標、サービス・マークおよびロゴ(登録の有無を問わない)、(ii) 特許、特許出願および特許を取得しうるアイデア、発明または改良、(iii) 営業秘密、財産的価値を有する情報およびノウハウ、(iv) 現存するまたは将来発生する権利の分割、再発行、更新および拡張、(v) 形状、画像、視聴覚物、文言、ソフトウェアなどの著作権(登録の有無を問わない)、および(vi) 本規約において定められるシマンテックのサービスに関連して使用され、開発され、包含され、具現化され、利用されるその他すべての知的財産権、所有権その他無体財産に関する権利。利用者は、シマンテックの知的財産権に対する権利が利用者に移転されないこと、および本規約に



において明示的に付与される権利を除き、シマンテックまたはそのライセンサーのサービスにおける一切の権利を、明示または黙示にかかわらず、取得しないことを確認します。利用者が派生物（利用者に提供された著作物に基づきなされた改良、修正、改変、翻訳、縮小、要約、拡大、収集、編集その他当該著作物を作り直すか、変換するか、適応させることによって得られるもの）を作成した場合、その派生物に対するすべての権利は、自動的にシマンテックまたはそのライセンサーに帰属します。シマンテックは利用者に対し、その派生物に関するいかなる権利も付与する義務を負いません。利用者は、シマンテックの知的財産権をリバース・エンジニアリング、逆アセンブルまたは逆コンパイルしてはならず、また、シマンテックの知的財産権にかかわるソースコードを入手しようと企図してはなりません。利用者は、本規約の定める条件に基づき証明書を使用することができます。

#### **第8条 本規約契約の変更**

本規約に別段の定めがない限り、利用者は、シマンテックが随時 (i) 本規約を改定できること、および (ii) 本規約に基づき提供されるサービスの一部を変更できることに同意します。上記の改定または変更は、改定後の本規約またはサービスの変更事項がシマンテックの Web サイトに掲載されてから 30 日後、または利用者へ電子メールによって通知した場合はその時点で、有効となります。利用者は、シマンテックの Web サイトを定期的に見直し、最新版の本規約が掲載されているかどうかを含め、本規約の改定の有無を確認することに同意します。利用者が本規約の改定に同意しない場合、シマンテックに通知して、本規約をいつでも解除することができます。利用者の解除通知は、シマンテックがこれを受領して処理した時点で有効となります。本規約を解除しても、いったん支払われた料金は、返金されません。本規約の改定またはサービスの変更がなされた後、継続してシマンテックのサービスを利用した場合、利用者は、その改定または変更を受諾し、これに拘束されることに同意したことになります。シマンテックの従業員、請負業者または代理人は、本規約を変更または修正する権限を付与されていません。

#### **第9条 プライバシー**

シマンテックは、利用者が利用者の証明書に記載するために提出した情報を証明書に記載します。また、シマンテックは、(a) 利用者の証明書およびその状態に関する情報をシマンテックの証明書情報のリポジトリで公開し、他のリポジトリからこの情報を利用できること、および (b) リポジトリから入手できる本規約に定められた目的のために当該情報を使用できるものとします。個人情報保護に関する詳しい情報は、CPS ならびにシマンテックプライバシーポリシーを参照してください。

#### **第10条 返金制度**

利用者が証明書の対価を支払った後、証明書に致命的の不具合があった場合、利用者はシマンテックに対し、証明書の発行から 30 日以内に限り証明書の取消しおよび返金を求めることができます。





す。30日経過後は、シマンテックが本契約に定める保証その他の重大な義務に違反した場合で、当該違反が利用者または利用者の証明書に関連していることが証明された場合にのみ、利用者は、証明書の取消しおよび返金を求めることができます。シマンテックは、証明書を取消した後、証明書に支払われた料金の全額を、利用者が指定する銀行口座への振込みにて利用者に償還します。利用者が払戻しを要請する場合は、本サービスの窓口までに連絡ください。

#### 第11条 保証の排除

利用者は、シマンテックのサービスを自己の責任において利用することに同意します。さらに、利用者は、本規約に特段の定めがない限り、シマンテックのサービスがすべて「現状有姿」で提供されることに同意します。シマンテックは、明示であるか黙示であるかを問わず、商品性、特定目的への適合性および第三者の権利を侵害していないことの保証を含め、その他いかなる保証も行いません。本規約に定める保証を除き、シマンテックは、提供するサービスが利用者の要件を満たし、そのサービスが中断せず、時宜にない、安全または障害が発生しないことを保証せず、そのサービスを利用することにより生じうる結果、またはシマンテックのサービスを利用して取得する情報の正確性・信頼性についても保証しません。利用者は、シマンテックのサービスを利用して、資料またはデータをダウンロード等の方法により取得する場合、自らの判断でこれを行うことを了解し、同意します。シマンテックは、利用者が第三者から購入する製品・サービスにつき、責任を一切負担しません。

#### 第12条 免責

利用者は、シマンテックならびにその請負業者、代理人、従業員、役員、取締役、株主、関連会社および譲受人を、次の事項に関連して発生する責任、請求、損害、費用（合理的な弁護士費用を含みます）から免責するものとします。（i）本規約または本規約に基づく利用者の保証、事実の表明および義務の違反、（ii）証明書申請において利用者がなした虚偽の不実表示、（iii）利用者によって提供された一切の情報またはコンテンツから生じた第三者の知的財産権その他の財産的権利の侵害、（iv）証明書申請に重要な事実を記載せず、不実表示もしくは不作為が過失もしくは他者を欺く目的でなされた場合、または（v）秘密鍵を保護しないこと、信頼性の高いシステムを採用しないこともしくは秘密鍵の危殆化、紛失、漏洩、改ざんもしくは不正使用を防止するために本規約の条件に基づき必要とされる予防措置を講じないこと。シマンテックが第三者から訴えを提起され、またはそのおそれがある場合、シマンテックは利用者にシマンテックを免責する旨の確約書の提出を求めることができます。利用者が確約書の提出に応じなかった場合、シマンテックは、本規約に重大な違反があったとみなします。利用者がシマンテックのサービスを利用することに関連して第三者から何等かの申立てを受けた場合、シマンテックは、当該申立ての防御に参加することができます。この場合、シマンテックの弁護士費用は、利用者の負担とします。利用者は、単独で、すべての申立てからシマンテックを防御する責任を負います。ただし、申立てられた事項



の解決については、シマンテックの事前の書面による同意が必要です。本条の定めは、本規約の解除または取消し後も存続します。さらに、利用者は、依拠当事者として、シマンテックならびにその請負業者、代理店、従業員、役員、取締役、株主、関連会社および譲受人を、次の事項に関連して発生する責任、請求、損害、費用(合理的な弁護士費用を含みます)から免責するものとします。(i)適用される依拠当事者規約に定められる依拠当事者の義務を利用者が履行しないこと、(ii)証明書に依拠することが特定の状況において合理的ではないこと、または(iii)証明書の状態を調査して、有効期限が満了しているか、取消されたかどうかを確認しなかったこと。

### 第13条 不可効力

本規約に定める支払いおよび補償の義務を除き、地震、洪水、火災、暴風、天変地異、戦争、武力衝突、テロ、ストライキ、ロックアウト、ボイコットにより、本規約に定める義務の履行が停止、中断または遅延した場合、何れの当事者も本規約の不履行とはみなされず、これによる責任を他の当事者に対し負いません。但し、上記の不可抗力事由により影響を受けた当事者は、(i)他の当事者に速やかにその事実を書面で通知し(但し、いかなる場合でも当該事実の発生を発見してから5日以内)、(ii)通知された不可抗力事由の影響を緩和するために、その状況において合理的に必要とされる相当な措置をすべて講じなければなりません。さらに、本条に定める不可抗力事由が合計で30日間を超えて継続した場合、他の当事者は、本規約を直ちに解除することができます。

### 第14条 輸出

利用者は、適用される法域の法令に違反して、利用者の証明書を含む商品を直接・間接を問わず、輸入、輸出または再輸出してはならないことを了解し、これに同意します。上記法令には、日本の輸出管理規則等を含みます。特に、利用者は、(i)日本の輸出管理規則において使用が禁止されているキューバ、イラン、イラク、リビア、スーダン、北朝鮮、シリアその他の国の国民または居住者に証明書をダウンロードさせたり、輸出または再輸出してはなりません。利用者は、以上の記載に同意し、利用者が上記の国に所在せず、上記の国またはリストに掲載される国民または居住者ではなく、それらの支配下でないことを表明し、保証します。

### 第15条 分離可能性

利用者は、本規約の条項が分離可能であることに合意します。本規約のいずれかの条項の全部または一部が、無効または執行不能であると判示された場合、当該条項は、本規約のその他の条項に影響を与えず、これらの条項は有効に存続します。この場合、本規約は、本規約を執行可能かつ有効にするために必要な範囲において、また適用される法律が認める範囲で、両当事者の当初の意図に合致するように変更されたものとみなされます。



#### **第16条 準拠法**

利用者とシマンテックは、本規約が、すべての点において日本法に準拠し、解釈されることに合意します。

#### **第17条 譲渡禁止**

利用者は、本規約に別段の定めがない限り、本規約に基づく権利を譲渡または移転してはなりません。それに従わない場合、シマンテックは、任意に本規約を解除することができます。ただし、シマンテックは、シマンテックを直接もしくは間接的に支配する組織、シマンテックが直接もしくは間接的に支配する組織、またはシマンテックが共通して支配する組織に、本規約の定める義務を譲渡および委託することができます。

#### **第18条 通知**

利用者が、シマンテックに本規約に関する通知を行う場合は、書面により以下の住所宛てに送付されるものとします。

株式会社シマンテック 法務部宛  
〒107-0052 東京都港区赤坂 1-11-44

#### **第19条 完全なる合意**

本規約は、シマンテックと利用者との間で意図された取引にかかわる完全なる了解および合意を構成し、口頭・書面を問わず、本規約の主要な事項に関しシマンテックと利用者との間でなされた過去および現在のすべての表明、了解、合意または連絡事項に優先します。いずれの当事者も、本規約に明示的に定められていない保証または表明に依拠してはなりません。条項の見出しは、参照の便宜のためだけに挿入され、本規約の一部を構成するものでも、その解釈に影響を与えるものでもありません